

約束手形等に関する最近の動向

令和7年3月
中小企業庁

【取組】 約束手形の利用廃止（2026年）に向けて

・ 成長戦略実行計画（2021年6月 閣議決定）

「本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、**5年後の約束手形の利用の廃止**に向けた取組を促進する。」



- 2022年2月、「中小企業等の活力向上に関するWG（官房副長官ヘッド）」の場で、各省幹部へ「手形の廃止に向けた取り組み」を指示。これを踏まえて中企庁から、**約50の業界団体あてに、自主行動計画の改定を要請。**
- 2023年3月、**中小企業政策審議会**の場でも、中小企業庁から各業界団体に対し、手形廃止に向けた**自主行動計画の改定、その遵守等を要請。**

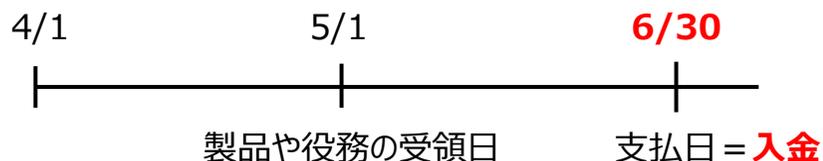
手形の「支払サイト」について

手形の「支払サイト」について

※「支払サイト」 = 「手形交付日から、手形金の入金日まで」の期間。

- 「現金払い」（銀行振込、口座振込）： 代金支払日に、代金を銀行振込み、口座送金、又は現金を手交。
- 「約束手形による支払い」： 代金支払日に、現金受領まで一定期間ある「約束手形」（紙の手形のみならず、電子債権（でんさい）等も含む）を交付。
⇒受け取った者は、①銀行に割引料を支払い現金化するか、②他社への支払いとして譲渡（裏書譲渡）か、③満期日まで待つか。

■ 現金払いの場合



※支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

■ 手形払い(手形支払サイト120日)の場合



※製品・サービスの受領日から支払日までの期間（60日） + 手形支払サイト（120日）
= 現金受領までの期間【180日】

(参照条文) 下請代金支払遅延等防止法 (昭和31年法律第120号)

(下請代金の支払期日)

第二条の二

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日 (役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。) **から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。**

2 (略)

(親事業者の遵守事項)

第四条

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号 (役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。) に掲げる行為をしてはならない。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二 **下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。**

三～七 (略)

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号 (役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。) に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一 (略)

二 **下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関 (預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。) による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。**

三・四 (略)

【取組】 手形等のサイト短縮

手形の指導基準見直しの通達（2024年4月30日） 120日⇒60日（2024年11月以降）

約束手形、電子記録債権、一括決済方式を利用している皆様

交付から満期日までの期間 60日 を超えていませんか？

2024年11月以降、交付から満期日までの期間が60日を超える約束手形、電子記録債権、一括決済方式は、行政指導の対象となります。

※11月以降は、約束手形、電子記録債権、一括決済方式は、行政指導の対象となります。

手形サイト60日 手形サイト90日 手形サイト120日

手形払い(サイト60日)の例

5月納品 → 5月末締め・請求 → 6月末支払い(手形交付) → 6月末満期日(現金化)

※政府は、2026年を目標とした、紙の約束手形の利用禁止にも取り組んでいます。

手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について

令和6年4月30日付け官房審議官通知
公正取引委員会事務局官房審議官

手形（下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）第4条第2項第2号の手形をいう。以下同じ。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、昭和41年以降、業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形の交付日から手形の満期までの期間（以下「手形期間」という。）の基準（以下「指導基準」という。）について、繊維業は90日、その他の業種は120日とし、親事業者がこれを超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導してきた。

今般、改めて業界の商慣行、金融情勢等を総合的に勘案して、指導基準について、業種を問わず60日とする。

これに伴い、令和6年11月1日以降、親事業者が下請代金の支払手段として、手形期間が60日を超える長期の手形を交付した場合、割引困難な手形に該当するおそれがあるとして、その親事業者に対し、指導されたい。

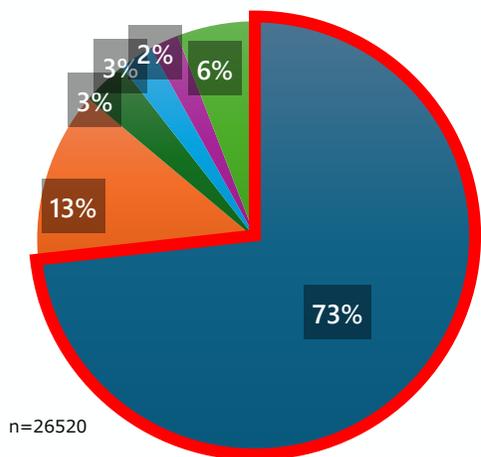
附 則（令和6年4月30日付け官房審議官通知）
（施行期日）
第1条 この通知は、令和6年11月1日から施行する。
（経過措置）
第2条 この通知の規定は、この通知の施行の日（以下「施行日」という。）以後に手形が下請代金の支払手段として用いられる場合について適用し、同日前に手形が下請代金の支払手段として用いられた場合については、なお従前の例による。
（一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針についての一部改正）
第3条 一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について（昭和60年12月25日取引部長通知。以下「一括決済方式指導方針」という。）を次のように改正する。

自主行動計画FU調査・ 取引条件改善状況態調査の結果

支払方法（受注者側）

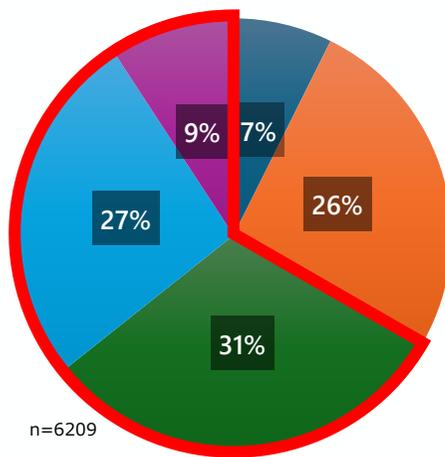
- 受注者側の支払代金の受け取り方法は、7割超の企業において、100%現金払いとなっている。
- 手形等を利用している場合の、支払サイトに関しては、約7割程度が60日を超える長さとなっている

受注者側 下請代金の受取方法



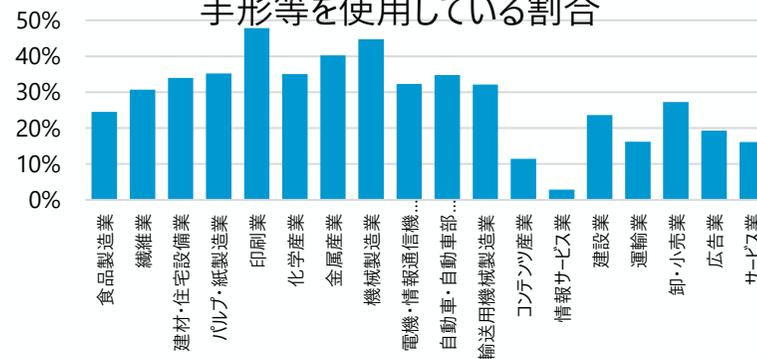
- 全て現金払い (100%)
- 現金50%以上
- 現金30~50%未満

受注者側 下請代金の受取方法

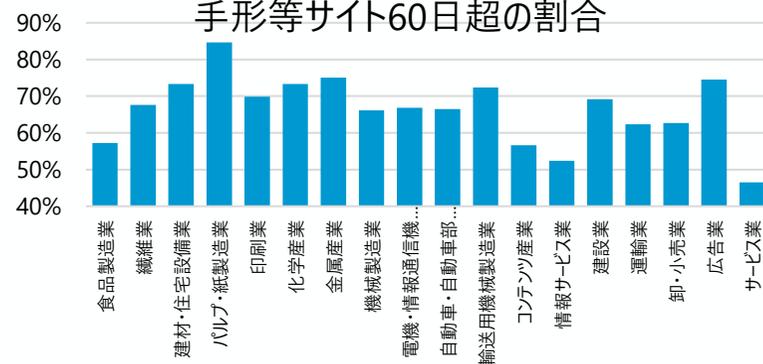


- 30日(1ヶ月)以内
- 60日(2ヶ月)以内
- 90日(3ヶ月)以内
- 120日(4ヶ月)超

手形等を使用している割合



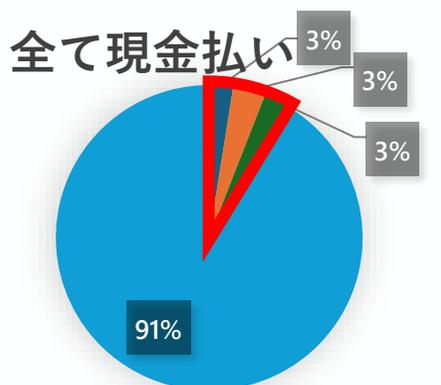
手形等サイト60日超の割合



受注企業側の支払い状況

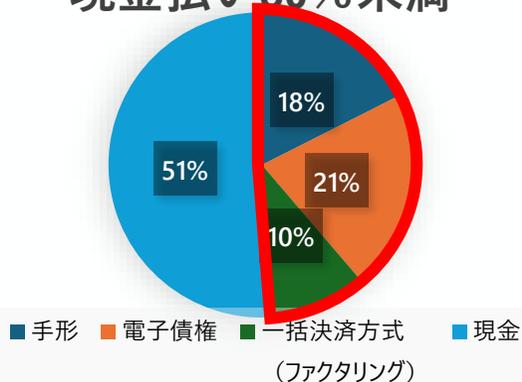
- 支払代金の受取について現金の比率が低いと、受注者側の支払い手段について手形等を利用せざるを得ない。
- なお、受取が手形である企業は、その支払い手段も手形の割合が高い。受取が電子債権である企業は、その支払い手段も電子債権の割合が高く、支払手段の改善についてもサプライチェーンでの対応が期待される。

受注者側 支払い手段（現金比率別）



n=18547

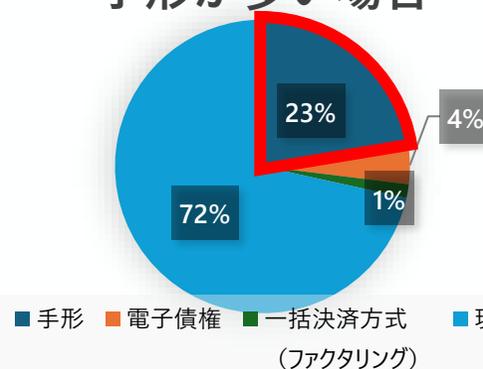
現金払い50%未満



n=3491

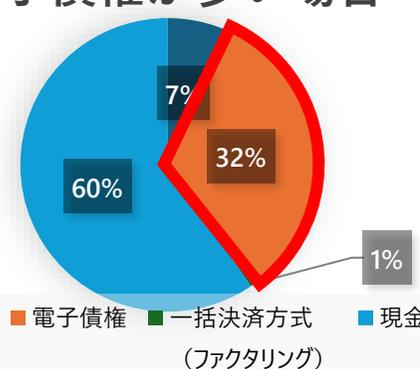
受注者側 支払い手段（受取手段別）

手形が多い場合



n=2660

電子債権が多い場合

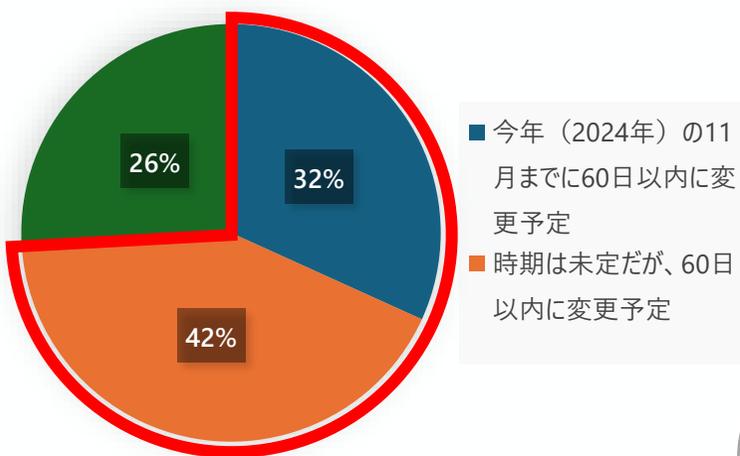


n=2480

手形等のサイト短縮・手形廃止に向けた発注側の対応

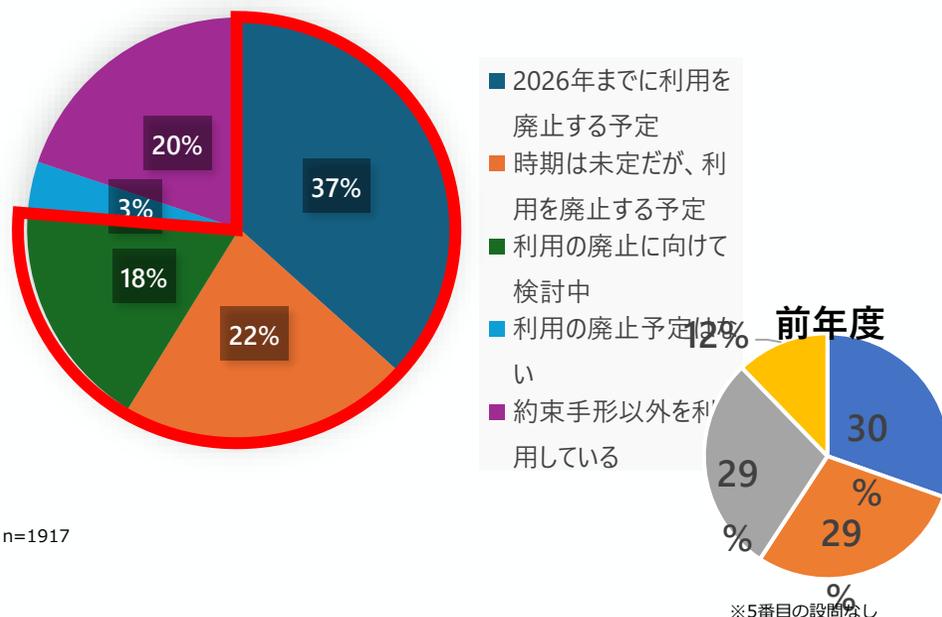
- 発注者側の、手形等のサイト短縮・手形の廃止への対応については、いずれも前年度よりも対応が進んでいる。
- 手形等のサイト60日以内への変更予定については、7割超の事業者は変更予定と回答 ※10月時点の調査
- 約束手形の廃止については、予定無しとしている企業は3%程度。

発注者側 手形等サイトの60日以内への変更予定



n=1497

発注者側 約束手形廃止への対応



n=1917

支払手段変更時の手数料等の取扱い

- 手形から現金等への変更や支払サイトの短縮に合わせて、手数料や割引料等の問題が生じることがある（赤枠は好ましくない対応）。財務基盤の弱い中小企業に対して、支払時の負担を寄せられないことが期待される。

<受注側:支払手段変更時の手数料等の取扱い>

受注者側

回答数	現金払いに変更した場合の振込手数料分の負担はなかった(相手が負担)	現金払いに変更した場合の振込手数料分を自社が負担することになった(支払額から差引)	現金以外の手法を用いる事で発生する料金(電債利用の手数料等)を相手に負担してもらえたことになった	現金以外の手法を用いる事で発生する料金(電債利用の手数料等)分を自社で負担することになった	サイト短縮により従来より早期に回収できた(額の変更なし)	サイト短縮により従来より早期に回収できることを踏まえた金額分を差し引かれることになった	手形等で長いサイトへの変更を受けた際に一定額割り増した金額となった	手形等で長いサイトへの変更を受けたが金額に変更はなかった	その他
	28%	27%	10%	20%	19%	2%	0%	5%	15%
5412	1509	1484	544	1059	1012	96	18	261	803

発注者側

<発注側:支払手段変更時の手数料等の取扱い>

回答数	現金払いに変更した場合の振込手数料分は自社が負担している	現金払いに変更した場合の振込手数料分は相手が負担している(支払額から差引等)	現金以外の手法を用いる事で発生する料金(電債利用の手数料等)分を自社が負担している	現金以外の手法を用いる事で発生する料金(電債利用の手数料等)分は相手が負担している	サイト短縮を行った際、金額は変更しなかった	サイト短縮を行った際、従来より早期の支払いとなることを踏まえ一定金額分を差し引いた	手形等で長いサイトへの変更をした際に一定額割り増した	手形等で長いサイトへの変更をしたが金額は変更しなかった	その他
	56%	20%	42%	11%	30%	1%	0%	2%	7%
1849	1034	377	782	197	560	25	3	40	122

企業取引研究会

「企業取引研究会」の開催について

開催の趣旨

- 政府一体となって価格転嫁対策に取り組んできたところ、価格交渉や価格転嫁の動きにも進捗がみられるが、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくに当たり、取引環境の整備として解決されるべき課題が未だ残っている
- 下請法の主要な改正が行われてから約20年が経過しており、現在の経済実態への対応や、今後想定される「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」における取引環境の整備についても検討する必要がある

適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について、下請法を中心に検討することを目的として、関係有識者からなる「企業取引研究会」を開催

研究会の構成等

- ◆ 月1回程度を目途として開催（初回は令和6年7月22日開催）
- ◆ 委員による自由闊達な意見交換を促進するために非公開とするが、議事録を速やかに公表
- ◆ 公正取引委員会事務総局と中小企業庁の共催

座長	海内 美和	海内工業株式会社 代表取締役社長
	及川 勝	全国中小企業団体中央会 常務理事
	岡室 博之	一橋大学大学院経済学研究科 教授
	沖野 眞己	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	小畑 良晴	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
	加藤 正敏	日本商工会議所 理事・産業政策第一部長
	神田 秀樹	東京大学 名誉教授
	郷野 智砂子	全国消費者団体連絡会 事務局長
	鈴木 純	帝人株式会社 シニア・アドバイザー、経済同友会 副代表幹事
	高岡 美佳	立教大学経営学部 教授
	滝澤 紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	多田 英明	東洋大学 副学長 法学部 教授
	中島 宏	関西経済連合会 理事 経済調査部長
	仁平 章	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
	原 悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
	松田 世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
	若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科 教授
	渡辺 努	東京大学大学院経済学研究科 教授
渡邊 弘子	富士電子工業株式会社 代表取締役	
渡部 恵	全国商工会連合会 産業政策部長	

(オブザーバー)

金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(五十音順、敬称略、役職は令和6年7月19日現在)

下請代金等の支払条件に関する論点

主な論点

- 発注者（親事業者）が受注者（下請事業者）に資金繰りに係る負担を求める約束手形等による支払について、下請法における取扱いをどう考えるか。

主要な意見

- 手形等の利用に合理性及び必要性が認められないのであれば、下請法の趣旨に立ち返り、廃止する方向で検討すべきである。
- 時代の変化やDX化に伴い、約束手形は廃止することが合理的である。
- 慣習や経理事務の変更への抵抗感から、紙の約束手形での支払が維持されているようであり、法律で、紙の約束手形による支払を認めないと明確にし、強いメッセージを発信することが必要である。
- 約束手形廃止による資金繰りへの影響に対応するため、事業者への資金繰り支援が必要である。
- ファクタリングの手数料や銀行振込手数料の負担については、民法の原則どおり発注者が負担するのが合理的な商慣習である。商慣習を見直し、下請事業者の不利な境遇を改善するための取組が必要である。
- 下請法が適用されないサプライチェーン全体において支払サイトを短くする取組が必要である。

解決の方向性

- ◆ 紙の有価証券である手形については、下請法の代金の支払手段として使用することを認めない。
- ◆ その他金銭以外の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）については、支払期日までに下請代金の満額の現金と引き換えることが困難であるものは認めない。
- ◆ 振込手数料を下請事業者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず、下請法上の違反に当たることとし、その旨、解釈を変更して、運用基準において明示する。
- ◆ サプライチェーン全体で手形の廃止や支払サイトの短縮化を実施していくため、不当に長く支払サイトを設定するような行為について、優越的地位の濫用に係る考え方を整理し、優越ガイドライン等で想定事例や考え方を示すことを検討する必要がある。

下請代金法の改正案

下請法の改正事項の概要

② 手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

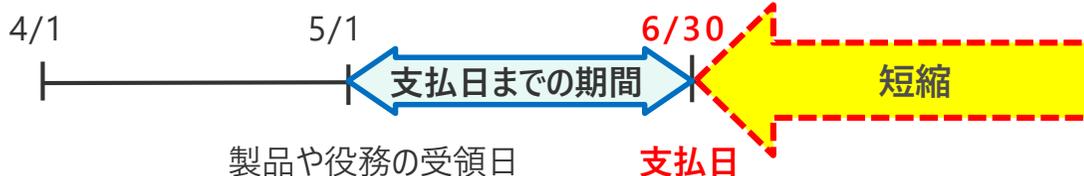
- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間 (60日) + 手形サイト (60日) = 現金受領までの期間【120日】

改正案



支払日までの期間 (60日) = 現金受領までの期間【60日】

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案 新旧対照条文(一部抜粋)

改正案

現行

(親事業者の遵守事項)

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。

一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給

(委託事業者の遵守事項)

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為(役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。)をしてはならない。

一 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の受領を拒むこと。

二 製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと(当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。)

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

四 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託